

統計法施行規則の改正の審議に 当たっての論点(案)

平成30年10月25日
総務省統計委員会担当室

審議に当たっての主な論点(案)

(1) 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」

改正法では、統計調査の目的以外の目的に調査票情報を利用・提供することができる場合として調査票情報の提供等の条件の範囲を拡大したところ、改正規則案の規定は、当該拡大を行った改正法の趣旨に照らして適切な範囲とすることが必要（法第3条の基本理念からみて改正規則案の拡大範囲は問題ないものとする必要がある）

【論点】

- 調査票情報等の具体的な利活用の範囲（相当の公益性を有する統計の作成等）として適当なものか
- 調査票情報の提供等を受ける者にとって分かりやすく明確な基準（範囲）となっているか
- 統計調査の対象者（国民、企業等）に係る情報の保護の観点からみて問題はないか

<参考>統計法 (基本理念)

- 第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。
- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
 - 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
 - 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

(2) 調査票情報等の適正管理措置

改正法では調査票情報等の適正管理措置についてこれまでのガイドラインから省令レベルまで引き上げたところ、改正規則案の規定は、公的統計の作成の基本的枠組みの一環として、適切に機能する必要十分な適正管理措置とすることが必要

【論点】

- 保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか
- どの主体がどのような適正な管理措置を果たすべきか明確になっているか
- 他制度と比較して必要十分な措置となっているか
- 改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報等の利活用の推進に関し、実務上の問題はないか

(3) 調査票情報の提供等に関する手続等

統計調査の目的以外の目的で調査票情報を用いる場合の手続として、透明性の確保や社会への成果の還元の観点から適切なものとなっていることが必要

【論点】

- 調査票情報の提供等の条件を確認する手続として必要十分か
- 提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分か
- 手続等に係る改正規則案により、調査票情報の提供等の透明性が図られているか
- 他制度と比較して適正な手続か。過重な手続となっていないか